
今月のテーマ 損害保険金に関する税務処理

今年は年初から大雪のニュースを目にする機会が多かったように思います。数年前には東京近郊でも大雪の被害がありましたが、その降雪や台風などの自然災害によって被害を受けると損害保険金を受け取る場合があります。受け取った損害保険金は個人と法人で税務上の取り扱いが異なるので注意が必要です。今回は損害保険金に関する税務処理をご紹介します。

1. 所得税の取り扱い

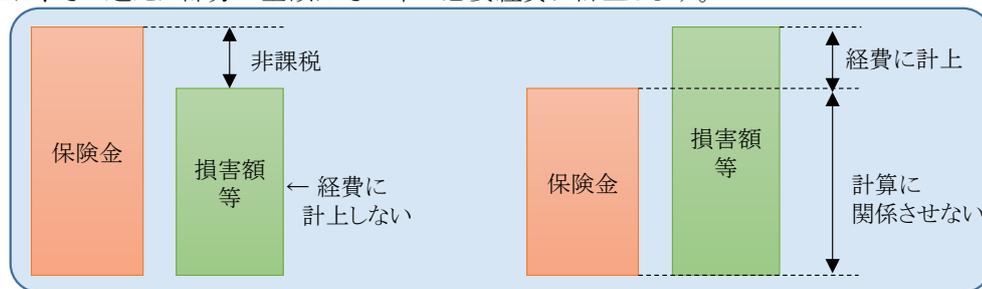
(1) 事業に係る資産について損害保険金を受け取った場合

a 商品・製品などの棚卸資産に係る保険金

売上を補填する保険金であるため、保険金の全額がその年の収入に計上されます。なお滅失した商品の売上原価相当額はその年の必要経費に計上します。

b 建物や備品などの固定資産に係る保険金

原則として、その損害額や修繕費(以下、あわせて「損害額等」といいます。)は必要経費に計上できますが、それらを補填する保険金を受け取っている場合には、その損害額等は経費に計上することはできず、保険金のうち損害額等よりも過大に受け取った部分の金額は非課税となります。なお、損害額等の方が保険金よりも多い場合には、その超えた部分の金額はその年の必要経費に計上します。



また、個人は法人のように下記 2(2)のような保険差益の圧縮記帳の規定はありません。

(2) 事業以外に係る資産について損害保険金を受け取った場合

受け取った損害保険金は非課税となります。なお、自宅・家財や現金などの生活に通常必要な資産や別荘や宝石などの生活に通常必要でない資産について損失が生じた場合には、雑損控除などの適用を受けることができます。所得税・住民税が安くなる場合があります。その場合には、雑損控除などの計算をする際、損害の金額からその損失を補填する保険金を控除する必要があります。

(3) 上記以外の場合に損害保険金を受け取った場合

例えばケガで入院した場合の所得補償保険・入院保険金などの保険金は、身体の傷害に基因して支払を受ける保険金として上記(2)のように非課税になります。ただし、医療費を補填する保険金を受け取った場合には、医療費控除を計算する際、支払った医療費の金額からその受け取った保険金を控除する必要があります。

2. 法人税の取り扱い

(1) 通常の場合

法人が受け取った損害保険金は全額が益金(収益)として取り扱われ、法人税の課税対象となります。したがって、受け取った損害保険金の全額を益金に計上し、かかった損害額等の全額を損金(費用)に計上します。

(2) 保険差益の圧縮記帳

損害金以上の保険金を受け取ったことにより保険差益が生じ、一定の期間内にその保険金をもって被害を受けた資産と同一種類の代替資産を受け取った保険金で購入した場合には、一定の金額をその事業年度の損金に計上できる圧縮記帳の特例の適用を受けることができます。

3. 消費税の取り扱い

損害保険金を受け取った場合には個人でも法人でも消費税は課税されません。これは損害保険金の受給が物品の譲渡やサービス提供ではないので、そもそも課税の対象に該当しないと判断されるためです。